

建設工事及び建設関連業務における前金払の割合について

地方自治法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、前金払をすることができる割合を下記のとおり改正したので、お知らせします。

記

1 建設工事

前金払の割合を請負金額の「10分の4以内の額」に改正します。

改正前 10分の4.5額

改正後 10分の4以内の額

※調査基準価格を下回る入札の場合は、従前どおり「10分の2以内の額」となります。

2 建設関連業務

前金払の割合を委託金額の「10分の3以内の額」に改正します。

改正前 10分の3.5額

改正後 10分の3以内の額

3 施行日

令和6年4月1日

4 適用

施行日以降に当初契約を締結する建設工事及び建設関連業務に適用し、施行日前に締結された契約については、従前どおりとします。